



熊本県公報

第13254号
令和5年(2023年)
8月8日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

| | | |
|--|-------------|----|
| ○個人県民税の控除対象寄附金募集者の代表者の氏名の変更…………… | (税務課) | 1 |
| ○県立学校用電子黒板ほかの競争入札参加資格等…………… | (管理調達課) | 1 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… | (高齢者支援課) | 2 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定…………… | (〃) | 2 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… | (〃) | 3 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定…………… | (〃) | 3 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定…………… | (〃) | 3 |
| ○道路の区域変更…………… | (道路保全課) | 3 |
| ○保安林の指定に関する予定…………… | (森林保全課) | 4 |
| 公 告 | | |
| ○林業種苗法に基づく生産事業者の登録…………… | (森林整備課) | 4 |
| ○県立学校用電子黒板ほかの一般競争入札の実施…………… | (管理調達課) | 4 |
| ○肥料登録有効期間更新…………… | (農業技術課) | 8 |
| ○肥料登録有効期間更新…………… | (〃) | 9 |
| ○農用地利用集積等促進計画の認可…………… | (農地・担い手支援課) | 9 |
| ○農用地利用集積等促進計画の認可…………… | (〃) | 9 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… | (建築課) | 10 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… | (〃) | 10 |
| ○土地改良区の役員を選任等…………… | (農村計画課) | 10 |
| ○土地改良区の役員を選任等…………… | (〃) | 11 |
| 登 載 依 頼 | | |
| ○令和5年度(2023年度)熊本県高等学校産業教育電算機 組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ…………… | (高校教育課) | 11 |
| ○政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放 送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数 …………… | (選挙管理委員会) | 12 |

告 示

熊本県告示第619号

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)第19条の3の6第1項第1号の規定により個人県民税寄附金税額控除対象寄附金に係る変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更年月日 令和5年(2023年)6月18日
- 2 寄附金募集者の名称 公益財団法人永青文庫
- 3 寄附金募集者の変更内容 代表者の氏名
- 4 変更後の代表者の氏名 理事長 細川 護光

熊本県告示第620号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
県立学校用電子黒板ほか
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和5年(2023年)8月28日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和8年(2026年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和7年(2025年)9月1日から令和7年(2025年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第621号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------|----------------|-----------------|----------|
| 合同会社LIFE | 福祉用具のライフ | 水俣市古賀町2丁目6番16号 | 令和5年(2023年)8月1日 | 福祉用具貸与 |
| 合同会社LIFE | 福祉用具のライフ | 水俣市古賀町2丁目6番16号 | 令和5年(2023年)8月1日 | 特定福祉用具販売 |

熊本県告示第622号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|----------|----------------|-----------------|--------------|
| 合同会社LIFE | 福祉用具のライフ | 水俣市古賀町2丁目6番16号 | 令和5年(2023年)8月1日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 合同会社LIFE | 福祉用具のライフ | 水俣市古賀町2丁目6番16号 | 令和5年(2023年)8月1日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

熊本県告示第623号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------|-----------------|-----------------|---------|
| 合同会社つくし | ケアサポートつくし | 玉名郡南関町関町1362番地5 | 令和5年（2023年）8月1日 | 訪問介護 |

熊本県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------|---------------|--------------|-----------------|---------|
| 合同会社Curore天草 | 訪問看護ステーションシエル | 天草市本町新休182-1 | 令和5年（2023年）8月1日 | 訪問看護 |

熊本県告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------------|---------------|--------------|-----------------|----------|
| 合同会社Curore天草 | 訪問看護ステーションシエル | 天草市本町新休182-1 | 令和5年（2023年）8月1日 | 介護予防訪問看護 |

熊本県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年（2023年）8月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|---------------|
| 主要地方道 | 玉名八女線 | 玉名郡南関町大字上坂下字下夕田 1591番1地先から 同所 1591番1地先まで | 前 | 14.3 ～ 19.0 | 37.4 | 防交安 (交通安全) |
| | | | 後 | 16.6 ～ 20.9 | | |

2 区域を変更する期日 令和5年（2023年）8月8日

熊本県告示第627号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町三野字岩下2105番から2109番まで、2110番1、2110番2、2111番、2115番、2117番、2119番、字田原2240番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩下2105番・2106番・2109番・2110番1・2110番2・2111番・2115番・2117番・2119番（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、字田原2240番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第484号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により同条第1項の生産事業者として次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 登録番号 | 生産事業者の氏名及び住所 | 生産事業の内容 | 事業所の名称及び所在地 |
|------------|----------------------------|------------------------|-----------------|
| 熊本県阿蘇第942号 | 檜木野 真也 阿蘇郡高森町大字高森1385-7 | 種穂の採取、幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成 | 生産事業者の氏名及び住所に同じ |

熊本県公告第485号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1) 案件名及び数量
県立学校用電子黒板ほか 発注仕様書のとおり

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010

(3) 調達物品の仕様等
発注仕様書による。

(4) 納入期限
令和6年（2024年）3月22日（金）

(5) 納入場所
熊本県熊本市中央区黒髪二丁目22-1ほか
熊本県立済々黌高等学校ほか53箇所

(6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和5年(2023年)9月4日(月)午後5時まで

(4) 提出先

1 (2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1 (2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)9月4日(月)午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和5年(2023年)9月21日(木)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和5年(2023年)9月20日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 令和5年(2023年)9月21日(木)午前10時

(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和5年(2023年)9月20日(水)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札方式による入札において記名を欠く入札

エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

カ サ 電子入札システムによる入札において入札執行(開札)日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使

- 用して行った入札
 セ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とするこゝとができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格をもつて有効な入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 本契約に係る議会の議決の日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 ア 契約保証金を納付する場合
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
 (ア) 納付期限 本契約に係る議会の議決の日
 (イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局
 イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証、保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 (イ) 契約をしようとする者が、過去2年間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行しないこととならぬことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととならぬことを認められるときに限る。）
 なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
 a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
 b 添付書類
 イ(ア)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
 イ(イ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
 c 提出期限 本契約に係る議会の議決の日
 d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ

- (1) 問合せ先
 - ア 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
 - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
331 interactive touch screen displays
285 real projector
- (2) Delivery period:
March 22nd, 2024
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural Seiseiko Senior High School, and other 53 place
2-22-1 Kurokami, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, 860-0862, Japan, and other 53 place
- (4) Date and Place for tender:
Date: September 21st, 2023 10:00am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570 Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time-limit for tender by mail(Registered only):
Tender must arrive no later than Date: September 20th, 2023
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第486号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 生産業者の氏名 又は名称及び住所 | 有効期限 |
|--------------------|-----------|------------|------------------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 熊本県肥 第144 6号 | 炭酸カルシウム肥料 | 南星炭酸苦土石灰 | アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 10.0 | その他の制限事項は公定規格のとおり。 | 南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町378番地 | 令和11年 (2029 年)9月1 3日 |
| 熊本県肥 第144 7号 | 炭酸カルシウム肥料 | 南星粒状炭酸苦土石灰 | アルカリ分 : 53.0 可溶性苦土 : 10.0 | その他の制限事項は公定規格のとおり。 | 南星産業株式会社 奈良県大和郡山市発志院町378番地 | 令和11年 (2029 年)9月1 3日 |

熊本県公告第487号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（%） | その他の規格 | 生産者の氏名又は名称及び住所 | 有効期限 |
|------------|-----------|------------|--------------------------|--------------------|-------------------------------|-------------------|
| 熊本県肥第1448号 | 炭酸カルシウム肥料 | 誠信炭酸苦土石灰 | アルカリ分：53.0 可溶性苦土：10.0 | その他の制限事項は公定規格のとおり。 | 誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿156番地1 | 令和11年（2029年）9月13日 |
| 熊本県肥第1449号 | 炭酸カルシウム肥料 | 誠信粒状炭酸苦土石灰 | アルカリ分：53.0 可溶性苦土：10.0 | その他の制限事項は公定規格のとおり。 | 誠信産業株式会社 岐阜県羽島市足近町南宿156番地1 | 令和11年（2029年）9月13日 |

熊本県公告第488号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|------------|---------------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 米田 優 | 熊本市南区城南町陳内 | 熊本市南区城南町陳内字花立816番 |
| 山中 昌治 | 熊本市南区城南町藤山 | 熊本市南区城南町塚原字小木原330番1ほか2筆 |
| 農事組合法人すぎかみ農場 | 熊本市南区城南町永 | 熊本市南区城南町坂野字東天神原1806番2ほか2筆 |

2 認可年月日

令和5年（2023年）7月28日

熊本県公告第489号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------------|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 宮原 範行 | 球磨郡あさぎり町岡原北 | 球磨郡あさぎり町岡原北字野中田552番1 |
| 有限会社西本ファーム | 菊池郡大津町新 | 菊池郡大津町大字新字差原352番ほか7筆 |
| 稲倉 隆夫 | 合志市豊岡 | 菊池郡大津町大字杉水字迎原80番1ほか3筆 |
| 有限会社マルサ | 菊池郡大津町岩坂 | 菊池郡大津町大字岩坂字葉柳324番1ほ |

農産 | | | か8筆

2 認可年月日
令和5年(2023年)7月28日

熊本県公告第490号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字中郡2317番4、同2317番5及び同2321番1
496.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区広木町29番43号エスパシオ健軍南202
廣田 克也

熊本県公告第491号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町982番2、同983番1、同983番2及び同984番1
330.69平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡御船町滝川1681-3スカイハイツB201号
松田 太一
松田 美智

熊本県公告第492号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。
令和5年(2023年)8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 役職名 | 氏名 | 住所 |
|-----|--------|-------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 尾方 一博 | 球磨郡錦町大字西1892番地 |
| 理事 | 淵田 清 | 球磨郡錦町大字西1052番地 |
| 理事 | 市田 昇 | 球磨郡錦町大字西2020番地 |
| 理事 | 松崎 雄一 | 球磨郡錦町大字一武756番地4 |
| 理事 | 川村 和弘 | 球磨郡錦町大字木上南1714番地 |
| 理事 | 中村 隼人 | 球磨郡錦町大字木上北1585番地 |
| 理事 | 蓑田 清春 | 球磨郡錦町大字木上東593番地 |
| 理事 | 中村 幸人 | 球磨郡錦町大字木上西1515番地 |
| 理事 | 松永 親 | 球磨郡あさぎり町深田東940番地1 |
| 理事 | 宮崎 伸幸 | 球磨郡錦町大字一武864番地 |
| 理事 | 西嶋 保喜 | 球磨郡錦町大字一武815番地 |
| 理事 | 福本 隆則 | 球磨郡錦町大字一武1783番地 |
| 理事 | 浅生 雪男 | 球磨郡錦町大字木上南1272番地1 |
| 理事 | 萩原 哲 | 球磨郡錦町大字一武3839番地2 |
| 理事 | 吉田 眞二 | 球磨郡錦町大字一武3117番地 |
| 理事 | 桑原 史一郎 | 球磨郡錦町大字木上東180番地3 |
| 監事 | 原口 孝一 | 球磨郡錦町大字西802番地 |
| 監事 | 濱田 定武 | 球磨郡あさぎり町深田西15番地2 |
| 監事 | 柳瀬 正州 | 球磨郡錦町大字一武1880番地1 |
| 就任 | | |

| | | |
|----|--------|------------------|
| 理事 | 尾方 一博 | 球磨郡錦町大字西1892番地 |
| 理事 | 淵田 清 | 球磨郡錦町大字西1052番地 |
| 理事 | 川村 江里子 | 球磨郡錦町大字木上南974番地5 |
| 理事 | 蓑田 清春 | 球磨郡錦町大字木上東593番地 |
| 理事 | 中村 幸人 | 球磨郡錦町大字木上西1515番地 |
| 理事 | 濱田 定武 | 球磨郡あさぎり町深田西15番地2 |
| 理事 | 西嶋 保喜 | 球磨郡錦町大字一武815番地 |
| 理事 | 福本 隆則 | 球磨郡錦町大字一武1783番地 |
| 理事 | 川村 和弘 | 球磨郡錦町大字木上南1714番地 |
| 理事 | 吉田 眞二 | 球磨郡錦町大字一武3117番地 |
| 理事 | 川邊 俊彦 | 球磨郡錦町大字一武3854番地 |
| 理事 | 桑原 史一郎 | 球磨郡錦町大字木上東180番地3 |
| 理事 | 吉村 裕子 | 球磨郡錦町大字一武2546番地 |
| 監事 | 市田 昇 | 球磨郡錦町大字西2020番地 |
| 監事 | 税所 祐也 | 球磨郡錦町大字一武4051番地4 |

熊本県公告第493号

球磨郡あさぎり町に事務所を置く上村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和5年（2023年）8月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 役職名 | 氏名 | 住 所 |
|-----|--------|--------------------|
| 退任 | | |
| 理事 | 溝口 秀人 | 球磨郡あさぎり町上南1226番地1 |
| 理事 | 竹宮 康晴 | 球磨郡あさぎり町上南2254番地1 |
| 理事 | 山本 東一 | 球磨郡あさぎり町上西2447番地 |
| 理事 | 上田 安喜 | 球磨郡あさぎり町上南1861番地 |
| 理事 | 西 道義 | 球磨郡あさぎり町上南1136番地1 |
| 理事 | 永尾 弘光 | 球磨郡あさぎり町上西3385番地23 |
| 理事 | 那須 繁 | 球磨郡あさぎり町上東1646番地 |
| 監事 | 安達 金伍 | 球磨郡あさぎり町上東1804番地 |
| 監事 | 縦木 徹郎 | 球磨郡あさぎり町上南3205番地 |
| 監事 | 松川 良勝 | 球磨郡あさぎり町上西211番地 |
| 就任 | | |
| 理事 | 緒方 求 | 球磨郡あさぎり町上東3516番地2 |
| 理事 | 縦木 徹郎 | 球磨郡あさぎり町上南3205番地 |
| 理事 | 上田 安喜 | 球磨郡あさぎり町上南1861番地 |
| 理事 | 桑原 三十志 | 球磨郡あさぎり町上南1245番地1 |
| 理事 | 西 道義 | 球磨郡あさぎり町上南1136番地1 |
| 理事 | 西村 義孝 | 球磨郡あさぎり町上西3160番地43 |
| 理事 | 甲斐 守 | 球磨郡あさぎり町上西2482番地1 |
| 理事 | 坂田 正樹 | 球磨郡あさぎり町上西6番地 |
| 監事 | 安達 金伍 | 球磨郡あさぎり町上東1804番地 |
| 監事 | 竹本 耕司 | 球磨郡あさぎり町上南1297番地1 |
| 監事 | 宮原 弘幸 | 球磨郡あさぎり町上南2255番地1 |

登載依頼

熊本県教育委員会公告第23号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊

本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)8月8日

熊本県教育長 白石伸一

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度(2023年度)熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
タワー型コンピュータ 172セット
サーバ 4セット
その他周辺機器及びソフトウェア一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課産業教育指導班
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年(2023年)7月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
FLCS株式会社九州支店
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額(月額)
1,097,690円(うち消費税及び地方消費税の額99,790円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)5月23日

熊本県選挙管理委員会告示第25号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成6年自治省告示第165号)第2条第7項の規定に基づき、第50回衆議院議員総選挙の熊本県内の小選挙区選出議員の選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第1項に規定する基幹放送事業者をいう。以下同じ。)及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定める。

令和5年(2023年)8月8日

熊本県選挙管理委員会委員長 松永榮治

| 選挙名 | 届出候補者の数 | 区分 | 基幹放送事業者 | 回数 |
|--------------|---------|----------|-----------------------|----------|
| 第50回衆議院議員総選挙 | 1人又は2人 | テレビジョン放送 | 株式会社熊本放送 | 1回 |
| | | ラジオ放送 | 株式会社熊本放送 | 1回 |
| | 3人又は4人 | テレビジョン放送 | 株式会社熊本放送 株式会社テレビ熊本 | 1回 1回 |
| | | ラジオ放送 | 株式会社熊本放送 | 1回 |

| 選挙名 | 区分 | 基幹放送事業者 | 回数 |
|---------------|----------|-------------|----|
| 第27回参議院議員通常選挙 | テレビジョン放送 | 株式会社熊本放送 | 1回 |
| | | 株式会社テレビ熊本 | 1回 |
| | | 株式会社熊本県民テレビ | 1回 |
| | ラジオ放送 | 株式会社熊本放送 | 1回 |